

別記様式 1

会 議 録

会 議 の 名 称	第 5 回スポーツ振興審議会
開催日時	15 年 12 月 15 日(月)19 時 00 分から 21 時 00 分まで
開催場所	教育委員会 3 階会議室
出席者	渡邊会長、松島職務代理者、柴山委員、田口委員、内田委員、鶴田委員、指田委員、能智委員、蒲谷委員、(事務局) 富所課長、井上係長、新井主査、
議 題	(1) (仮称)西東京市体育館の管理・運営について (2) その他
会議資料	事前配布資料 資料 17 西東京市総合体育館条例 資料 18 西東京市総合体育館使用料に関する規則 資料 19 西東京市総合体育館使用規則 資料 20 西東京市スポーツセンター条例 資料 21 西東京市スポーツセンター条例施行規則 資料 22 西東京市体育館条例 資料 23 西東京市体育館条例施行規則 資料 24 西東京市武道場条例 資料 25 西東京市体育館条例施行規則
会議内容	会議内容の要点記録

会長 事務局	第 5 回スポーツ振興審議会を開催する。 本日、伊藤委員より欠席の連絡があったので報告する。配布資料の説明を事務局より願います。 前回体育館の建て替えに伴っていろいろな運営方法の中で意見を聞く中で、条例等の参考になる物の資料請求があったので、条例、規則を提示させて頂いた。各施設の特徴的なものを参考に説明させて頂く。(内容省略) 資料 17 管理運営についていろいろ意見を聞く中で、基本的には、西東京市の体育施設は、朝の 9 時から夜の 9 時まで。それが統一である。 総合体育館については、3 区部分で運営している。これが特徴である。 資料 18 規則については、別表で減免が記載されている。これについても前回意見を頂いている通り 1 市 2 制度の減免規定が載っている。これについては、今回まとめて頂いて提言を頂いたところである。現在の状況として報告させて頂いくと、先日の提言に基づき企画部の中で調整中である。なるべく早い時期に今までの意見を反映できるように調整して行きたいと思うが、12 月教育委員会に減免の改正について議題としてきちんと受けるという報告をさせて頂いたが、企画部の調整が長引き早急には、難しい状況になっていると言うことを報告させて頂きたい。 いずれにしてもスポーツ振興審議会の意見を速く尊重するようにしたいと考えているのでよろしくお願いしたい。 資料 19 休館日は、第 1、3 火曜日が休館日になっている。祝日の場合は、翌日になっている。年末年始は、12 月 29 日から 1 月 3 日までになっている。 資料 20 スポーツ施設は、3 日まで休みで 4 日から開始しているが、スポーツセンターがオープンする時にスポーツ振興審議会からいろいろ意見を聞く中から、今後は、市民が休んでいる時でも開館すべきであろうという意見が 10 年前にあった。年始は、2 日から開館している。これは、余り他市には例のないケースである。 資料 21 スポーツセンター施行規則を参照願いたい。午前、午後、夜間の区分になっている。これも総合体育館以外については、1 日を 3 時間の 4 区分になって運営している。スポーツセンターの運営の中には、トレーニング室と温水プールがある。温水プールについては、年間を通して運営している。年 2 回休館をとってプール清掃を夏と冬に行っている。概ね 2 週間程度で管内の清掃と器具の点検を行っている。 資料 22 西東京市体育館条例を参照願いたい。これから意見を頂くが、12 月議会に廃止条例を出している。常任委員会の中では、質疑なしということで通過している。明日、本会議がある。廃止条例の説明としては、3 月で市民の利用を廃止して 4 月から廃止するための準備行為として備品の搬出行為をして、6 月から 9 月にかけて解体する。10 月以降建設に向かって 17 年 12 月ぐらいかけて建設する予定ある。そう言うことで今の体育館を存続させることがいろいろ不適合が出てくるということで廃止する。明日の本会議で可決されると思っているところである。現状として説明すると、1 日 4 区分の 3 時間単位で貸し出しをしている。 資料 23 西東京市体育館施行規則については、休館日は、29 日から 1 月の 3 日までになっている。開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとなっている。
----------------------	--

会長	資料 24 武道場条例についても、今までの説明したものと同じである。 資料 25 省略。それから補足説明として、市体育館については、休館日を設けていなかった。年間使用させていた。それから予約システムで予約する際、前提条件を設けている。市民優先の立場から予約システム上 2 ヶ月前からできる。1 ヶ月前から市外の団体も含めた予約システムになっている。今後、その辺も今後の考えの中で参考にして頂きたい。 資料の説明について、何か質問があれば伺いたい。無ければ、前回の会議録の確認をしたい。 これは、本日の議題とも関係があるので、議題に入ってからでもこれを合わせて確認して頂ければと思う。 それでは、先に配布した、(仮称)西東京市体育館の管理・運営についてを議題としたい。 前回、スポーツ施設使用料等の適正化について提案され、提言として 12 月送付されたものの再度承認を求めたい。議事録と同時に送付してあるので理解されていると思うが、提言内容は、1.使用料の判断基準について、2.減免規定の見直しについて、3.減免率について、4.総合体育館使用区分の変更について。それでは、議題に入る前に 12 月 16 日付提言文を再度確認したということで次の議題に入りたい。 (仮称)西東京市体育館の管理・運営について議題としたい。前回、事務局から説明を頂いた。本日は、それを集中審議したい。審議して一定の結論が出たもの、出ないもの、意見があるものいろいろあるがそれを 1 月には承認を頂くとする。そのような順序で進めていきたい。先ず、使用料の適正化に関する提言を再確認するため読み上げる。省略。
委員 事務局	() 現行補助率を反面にのこのころの意味を説明願いたい。 社会体育(スポーツ団体)関係団体等の補助金についての補助率については、これを例にとっているが、毎年審議会承認頂いている制度であるが、これについても補助率は、50 パーセント以内の 2 分の 1 補助である。それと広く考えると現行の社会情勢、東京都の補助金制度についても従来の 3 分の 2 補助から 2 分の 1 補助に変わってきている。そのようなことを踏まえて 2 分の 1 補助に。当面指しているのは、社会教育関係団体補助を指していると思われるので、そのような理解でよろしいと思う。
委員 事務局 会長	。後に()あるとおかしいので文面を整理した方が良い。 文章については、再度読みやすいように会長と調整をしてまとめたい。 次に入ります。(仮称)西東京市体育館の管理・運営について議題としたい。前回説明を受けて、課題について審議に入りたい。先ず資料 16。(仮称)西東京市体育館の管理・運営について、事務局より説明を願いたい。
事務局	名称について、今までは、田無市民体育館として親しまれてきている。合併後に西東京市市民体育館となっている。旧田無市民にとっては、非常に愛着がある。新市建設計画で建て替えが進んでいるが、施設規模からも 3,000 平方規模であるので、市を代表する体育館ではないと事務局では思っている。建設計画の中では、(仮称)をつけさせて頂いている。市民にわかりやすく所在がわかるように今後表現して行けたらと事務局で考えている。15 年度からは、(仮称)西東京市体育館という名前で行きます。今後地域的な役割りをする体育館の名称をスポーツ振興審議会と考えて頂ければ思っているところである。
会長	名称について審議会に意見を聞きたいということであるので、委員の意見があれば伺いたい。

事務局	本日、具体的な名前でなく、委員の皆さんの意見が聞ければ、今後の方向付けが出来る。 市体育館完成した時には、スポーツ施設の総合条例的なものを作りその中に全てを埋め込んでいく方法が市民には、一番わかりやすい方法なのかと考えている。今の条例は、それぞれの時代の設置条例を設けながら来ている。今後の名称のあり方、総合体育館、スポーツセンターについても、現在は、変えていくつもりは無いけれども今後の考え方として意見を伺いたい。 あと一つは、市民参加条例が出来たので、市民から公募の方法を採ってそれから決める方法も一つの方法である。
委員	従来 of 馴染のあった名称をつけるべきである。
委員	広告を載せる名称も公募の中で考えては如何か。
会長	審議会としての考え方をまとめる。
委員	市体育館の建設は、地区を活動とした地区体育館である。地域体育館という名称が適切だと思う。地域に親しめられるような名称が良い。将来的には、中心的には、総合体育館が出来ると将来を考えて持ちながら考えていければよい。
会長	今度できるのは、総合体育館と併用して使用する中規模の体育館であると思う。
委員	今度の体育館は、観客席も無いので中規模ではない。小規模な地区体育館の規模である。
会長	ネーミングの問題、地域性の問題、規模的から体育館の性格からくるもので、具体的には出ない。
委員	各委員から出たものを今後参考に持っていけると思う。市民参加条例もあるので、自ずから考え方も見えてくると思う。
会長	管理体制について、意見があれば是非だして頂きたい。地方自治法 244 条の 2 項の改正があって、従来は外郭団体の財団に委託していたが、今度は民間が参入できるということになった。そこで、財団が民間化の問題が出てきた。意見を頂きたい。
事務局	補足説明をさせて頂きたい。日程的にははっきり打ち出せないが、この会議録にもあるが、運営については、文化・スポーツ財団を活用するという方針が出ている。その方針に向かって進むところであるが、地方自治法の改正があった。直近に日程で考えていることは、従来の地方自治法を受け継ぐとすれば、旧田無のスポーツ施設を何らかの方法で委託をしようとする現行法で行かなければならない。同じ市内の施設に 2 つの制度が発生した。ただ市の考え方は、どちらにしても市の考え方は、現行法の中で委託をしていく方向で進んでいる。そして、スケジュールの 16 年度は、準備行為をして 17 年度に完全に移管をするということで準備している。16 年度中にどう言うことが起こるかということ、条例改正をする必要が 6 月の定例会にある。指定管理者制度。民間も指定管理者になる前提で法の趣旨にのっとった条例改正をしていく。スポーツ振興財団も含めた民間参入を 6 月以降に公募を受ける方法になる。プロポーザルをすることになる。計画書を提出させてその計画書を行政の方で評価をして業者を選考していく。プロポーザル方式で競争させることになる。秋口までまとめ来年の 12 月議会で決めていくことになる。
会長	1 月の定例会も引き続き、問題点や課題について、各委員から意見を頂きまとめていきたい。

